

弥富市公共施設予約システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

弥富市教育委員会 生涯学習課

## 1 業務の目的

本業務は、弥富市が管理する公共施設について、利用者の利便性向上及び施設管理業務の効率化を図るため、公共施設予約システムを導入することを目的とする。また、施設の無人化・省力化及び非接触型サービス推進のため、スマートロック（電子錠）及びキャッシュレス決済との連携を見据えたシステム構築を行うものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 弥富市公共施設予約システム導入業務委託
- (2) 業務内容 別添「弥富市公共施設予約システム導入業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで（仮稼働期間含む。）  
運用期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- (4) 提案上限額 総額：29,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）  
システム構築（導入）及び運用期間におけるシステム運用（保守）にかかるすべての費用を含むこととする。  
なお、システム構築（導入）費用の提案上限額は15,000,000円（消費税及び地方消費税額含む。）とし、システム運用（保守）費用は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により別途契約を締結するものとする。
- (5) その他
  - ①本事業に要する全ての諸費用を見積もること。ただし、オンライン決済サービスの導入により発生する決済代行事業者との契約に関する費用およびスマートロックにかかる物品、セットアップの費用ならびにネットワーク環境は上記価格には含めない。
  - ②令和9年3月1日から新システムで優先予約の受付を行う予定のため、令和9年2月28日までにシステム導入および構築を完了し、システムのすべての機能が利用できる状態で稼働を行うこと。令和9年3月1日から3月31日は仮稼働期間とし、仮稼働期間に発生する費用はシステム構築（導入）費用に含めること。
  - ③提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限価格を超える額で提案してきた提案事業者は失格とする。

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思表示の日から契約候補者選定までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又は愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 参加意思表示の日から契約候補者選定までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 愛知県内に本社又は事業所等を有していること。
- (7) 過去5年間（令和3年4月から令和8年3月まで）に、本事業で提案するシステムの導入および稼働について、参加事業者及びシステム提供事業者で同規模自治体（人口4万人以上～）において実績を有していること。
- (8) JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001 ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム) または JIS Q 15001 (プライバシーマーク:個人情報保護マネジメントシステム) の認証を取得していること。
- (9) 「仕様書」に定める業務の遂行にあたり、適正な実施体制の下、本市の指示に柔軟に対応できること。

## 5 参加表明等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加資格申請の手続きをすること。

- (1) 提出書類
  - ①プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）
  - ②業務実績表（第1号様式（別紙））
    - ※新しい年度の実績から抽出し最大5件まで記載
    - なお、当該実績は、参加事業者自身の受注実績に限らず、提案するシステム又はサービスとしての導入・稼働実績を含むものとする。
  - ③業務実施体制（第2号様式）
  - ④会社の事業概要が分かる会社案内などの資料
    - ※協力会社がある場合は協力会社概要書も含む
- (2) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、月曜日及び祝日の翌日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(3) 提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時必着

(4) 提出先

本要領「14 連絡先及び提出先」のとおり

(5) プロポーザルの辞退

参加資格申請の手続き後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和8年7月16日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、月曜日及び祝日の翌日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

辞退届には辞退理由を必ず明記し、辞退届提出後は、辞退の撤回をすることができないものとする。

## 6 企画提案書

参加資格確認結果通知書により、参加資格を認められた場合は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

ア 「仕様書」に基づき、別添「審査基準」を踏まえた上で、業務を実施するにあたっての基本的な考え方やアピールポイント等を記載すること。

イ 企画提案書は任意様式で、文字は12ポイント以上、表紙や目次を含みA4版片面印刷又は両面印刷で30枚以内を原則とする。ページ番号を記載すること。また、図表等A4版の書式で記載しにくいものについては、A3版で記載することも可能とする。ただし、A3版はA4版2ページ分として換算する。

②システム機能要件一覧（第5号様式）

ア 対応欄に以下の3つの区分で、実現可否を記入すること。

○：パッケージ標準対応

△：代替案あるいはカスタマイズにより本業務の委託費範囲内で実現可能な場合（備考欄に実現方法を記入すること）

×：対応が不可能な場合（不可能な理由を備考欄に記入すること）

※1つの項目内の要件で、一部のみ「×」となる場合は「×」と記入すること。

※本業務の委託費内で提案などがある場合や今後の拡張性について、備考欄に記入すること。

イ 契約前の打ち合わせにおいて、機能要件の可否内容の確認を行います。虚偽の回答が

あった場合は失格とする。

③見積書（第3号様式）

- ア 提案上限額の範囲内で記入すること。
- イ 金額については、税込価格を記入すること。
- ウ システム運用（保守）費の年度別内訳についても記入すること。

④業務工程表（任意様式）

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、月曜日及び祝日の翌日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後5時必着

(5) 提出先

本要領「14 連絡先及び提出先」のとおり

## 7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和8年7月8日（水）午後5時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（第4号様式）に記入の上、本要領「14 連絡先及び提出先」宛てに電子メールで送付すること。件名は「プロポーザル質問（法人名）」と入力すること。（来庁、電話等による受付は行わない。）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年7月14日（火）午後5時までに市ホームページで行う。その際、質問者の氏名等は掲載しない。（併せて、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあった全ての事業者に対して回答を電子メールで送付する。）

なお、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

## 8 選定方法

(1) 第1次審査（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、企画提案書及びシステム機能要件一覧等の提出書類による第1次審査（書類審査）を実施し、上位5者を選定する（第1次審査の順位は第2次審査

には関係しない。 ) 。

令和8年7月23日(木)以降に応募者全員へ第1次審査結果通知書により文書で通知する。審査結果について異議申立ては受け付けない。なお、第1次審査が実施されなかった場合は、その旨をメールで通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査通過者に対し実施する。

①実施日時

令和8年8月5日(水)

時間等は、令和8年7月23日(木)以降に、第1次審査の結果と併せて文書で通知する。

②実施場所

弥富市前ヶ須町野方802番地20

弥富市総合社会教育センター 3階 視聴覚室

③実施時間

1者につき50分程度を予定

(準備・片付け：5分、プレゼンテーション及び操作デモンストレーション：30分、質疑応答：15分)

④プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

また、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、PC、ポインタ等については応募者で用意すること。なお、会場への入室は5名以内とする。

⑤審査方法等

ア 審査は本市の職員で組織する選定委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価する。

イ 別添「審査基準」に基づき選定委員による採点で順位付けを行い、最優秀提案事業者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1者の場合であっても、第2次審査を行うものとし、審査の結果、企画提案内容が「審査基準」を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めた時は、企画提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

## 9 審査基準及び審査結果

(1) 審査基準

別添「審査基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

令和8年8月8日(土)以降、第2次審査に参加した全ての応募者へ、第2次審査結果通知書により文書で通知する。

また、審査結果を市ホームページにて公表する。なお、採点結果及び各審査評価項目の評価点、評価点を算出するための計算式は公開しないものとする。

## 10 提案資格の喪失

応募者が次の事項のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、応募者は提案資格を喪失するものとし、すでに提出された企画提案書は無効とする。

- (1) 本要領「4 参加資格」に規定する参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 参加意向申出書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出（到達）したとき
- (4) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき
- (5) 提案上限額を超える金額で見積書を提出したとき
- (6) その他本要領及び法令等を遵守しないとき

## 11 契約の締結

- (1) 契約候補者は本市と委託業務契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手を決定する。
  - ①契約候補者が契約の締結を辞退したとき
  - ②契約締結時までには契約候補者が本要領「10 提案資格の喪失」の要件に該当していることが判明したとき
  - ③契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - ④その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）に基づくこととする。

## 12 企画提案書等応募書類の取扱い等

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書は応募者1者につき、1提案とする。
- (3) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (4) この募集に伴い、応募に要した応募者の費用負担に対して、本市は一切負担しない。

## 13 その他

- (1) 説明会等は実施しない。
- (2) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。

## 14 連絡先及び提出先

弥富市教育委員会 生涯学習課（担当：栗本）

住 所 〒498-0017 弥富市前ヶ須町野方802番地20

弥富市総合社会教育センター

T E L 0567-65-0002

E-mail shakyo-t@city.yatomi.lg.jp

## 15 実施日程

項 目	日 程
実施要領の公表	令和8年7月1日（水）
プロポーザル参加意向申出書の提出期限	令和8年7月8日（水）午後5時必着
質問の受付期限	令和8年7月8日（水）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和8年7月9日（木）以降
質問の回答	令和8年7月14日（火）まで
辞退届提出期限	令和8年7月16日（木）午後5時必着
企画提案書等提出書類の提出期限	令和8年7月22日（水）午後5時必着
第1次審査（書類審査）の結果及び第2次審査（プレゼンテーション）の案内	令和8年7月23日（木）以降
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年8月5日（水）
審査結果通知	令和8年8月8日（土）以降
契約締結	令和8年9月初旬